

第9章 環境影響評価方法書についての県知事の意見及びそれに対する都市計画決定権者の見解

9.1. 山梨県知事の意見及びそれに対する都市計画決定権者の見解

環境影響評価法第40条第2項の規定により読み替えて適用される同法第10条第1項の規定に基づき、令和2年5月1日に環境保全の見地からの山梨県知事の意見が提出されました。方法書についての山梨県知事意見及びそれに対する都市計画決定権者の見解は、表9-1に示すとおりです。

表 9-1 (1) 方法書についての山梨県知事意見と都市計画決定権者の見解

環境要素	番号	山梨県知事意見	都市計画決定権者の見解
全般 (基本的な考え)	1	環境影響評価制度は、情報公開がその根幹をなすものであることから、できるだけ具体的な情報を事業者ホームページなど住民等が取得しやすい方法により、積極的に公開すること。	環境影響評価の実施に当たっては、できるだけ具体的な情報として事業予定者ホームページに住民等が取得しやすい方法により、以下の資料について積極的に公開しました。 ・現地踏査について ・現地調査について
	2	本事業は、中部横断自動車道（長坂～八千穂）の一部であることから、長野県で行われている「(仮称) 佐久都市計画道路1・4・1号南牧佐久線」の環境影響評価と整合をとること。	環境影響評価の実施に当たっては、実施可能な範囲において長野県で行われている「(仮称) 佐久都市計画道路1・4・1号南牧佐久線」の環境影響評価と整合をとり、準備書を作成しました。 調査、予測及び評価の基本的な手法は共通としました。(準備書 第11章 都市計画対象道路事業に係る環境影響評価の結果、p.11.1.1-1以降を参照。)
全般 (事業計画)	3	道路位置について、計画段階評価配慮書とみなす書類（以下、「配慮書」という。）、方法書、準備書の各段階における環境保全の観点からの検討経緯及び結果を準備書に記載すること。 特に、配慮書においてルート帯をB案にした際の環境への配慮事項を詳細に記載すること。	準備書では、道路位置について、配慮書、方法書、準備書の各段階における環境保全の観点からの検討経緯及び結果を記載しました。配慮書については、3.4.1. 都市計画対象道路事業の経緯（p.3.4-1以降）に、方法書については、3.4.2. 計画段階環境配慮書以降方法書までの経緯（p.3.4-6以降）に、準備書については、3.3.3. 方法書以降準備書までの経緯（p.3.4-8）を記載しています。

表 9-1 (2) 方法書についての山梨県知事意見と都市計画決定権者の見解

環境要素	番号	山梨県知事意見	都市計画決定権者の見解
全般 (事業計画)	4	次の計画について、環境調査結果を踏まえて速やかに検討し、計画が決定する前の段階で、位置や構造がわかる図面等により、検討経緯を含めて県に報告し、ホームページ等で情報公開すること。 ・道路位置 ・トンネル、橋梁、盛土などの構造（以下、「道路構造」という。） ・インターチェンジや休憩所（SA・PA）、雪捨て場などの附属施設 ・工事施工ヤードや工事用道路、発生土仮置き場などの一時的な施設（以下、「一時施設」という。）	道路の位置等については、令和5年7月に事業予定者からルート案を受け取り、都市計画原案としてホームページに公開し、公聴会を開催しております。休憩所(SA・PA)、雪捨て場、発生土仮置き場は、現時点では想定していません。 道路の位置等の検討経緯については、準備書 p. 3. 4-8 に記載しています。
	5	中部横断自動車道の既設区間の供用状況に鑑み、2車線暫定供用が想定されるため、2車線暫定供用時の影響が、4車線供用時より大きくなる場合には、評価結果を比較して示すこと。	2車線暫定供用時の影響が、4車線供用時より大きくなる場合には、必要に応じて比較検討します。
全般 (項目選定、調査予測評価手法)	6	環境影響評価項目に選定しない場合は、その理由を準備書に記載すること。	環境影響評価項目に選定しなかった項目について、その理由を準備書 (p. 10. 2-3 表 10. 2-2 環境影響評価項目として選定しなかった環境要素とその非選定理由を参照) に記載しました。
	7	方法書で選定しないこととした環境影響評価の項目について、方法書に基づく現地調査等によって、評価の必要性が生じた場合は、追加して評価を行うこと。	方法書で選定しないこととした環境影響評価の項目について、方法書に基づく現地調査等によって、評価の必要性が生じ、追加して評価を行った項目として、「自動車の走行に係る人と自然との触れ合いの活動の場」があります(準備書 表 10. 2-1 環境影響評価を行う項目及びその選定理由、p. 10-4 を参照)。
	8	方法書の「調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由」には、具体的な調査、予測及び評価手法が記載されていない事項があるため、具体的な手法の決定後、速やかに県に報告し助言を受けるとともに、事業者ホームページ等で情報公開すること。	山梨県環境影響評価等技術審議会に現地調査計画書(準備書資料編 1. 1. 2 を参照)を報告し、専門家及び山梨県からの助言を受けて調査を行い、具体的な予測及び評価手法は専門家等の助言を受けて県に報告し、助言を受けました。

表 9-1 (3) 方法書についての山梨県知事意見と都市計画決定権者の見解

環境要素	番号	山梨県知事意見	都市計画決定権者の見解
全般 (環境保全措置の検討)	9	環境保全措置は、回避、最小化、代償の順で検討すること。	環境保全措置の検討に当たっては、山梨県環境影響評価条例及び山梨県環境影響評価等技術指針に基づき、ルート選定の段階から回避、最小化、代償の順で検討しました（準備書 p3. 4-8 を参照）。
	10	予測結果が、環境基準等を下回る場合であっても、現況の環境が大きく変化する場合は、環境保全措置を検討すること。	環境影響評価の実施に当たっては、基準または目標との整合に係る評価とともに、現況の環境を的確に把握した上で、実行可能な範囲内で環境影響をできる限り回避、最小化又は代償するための環境保全措置を検討しました。
	11	事業者が環境保全措置以外で自主的に実施する環境への配慮事項（環境モニタリング等）も、準備書に記載すること。	事業者予定者が環境保全措置以外で自主的に実施する環境への配慮事項（環境モニタリング等）を準備書の「13. 2. 山梨県環境影響評価条例に基づく事後調査」（準備書 p. 13. 2-1 を参照）に記載しました。
全般 (準備書作成にあたっての留意事項)	12	本意見に基づき検討した経緯及び結果を記載すること。また、準備書手続開始までの間に、県に情報提供を行った資料を掲載すること。	方法書に対する山梨県知事意見に基づき検討した経緯及び結果を準備書の「第 9 章 環境影響評価方法書についての山梨県知事の意見及びそれに対する都市計画決定権者の見解（準備書 p. 9-1 以降を参照）」に記載しました。 また、準備書手続開始までの間に、県に情報提供を行った資料についても準備書資料編（資料 1. 1. 1. 現地踏査計画書、資料 1. 1. 2. 現地調査計画書を参照）に掲載しました。
	13	専門家等の助言を受けた場合は、専門分野、助言の内容、検討の経緯及び結果を記載すること。	専門家等の助言を受けた場合は、専門分野、助言の内容、検討の経緯及び結果を準備書の「10. 1. 専門家等による技術的助言（p. 10-1 以降を参照）」に記載しました。
	14	住民等が理解しやすいよう、文章表現、図表等の使用、図書の構成や分量に配慮すること。	準備書作成に当たっては、文章表現の工夫や図表等の使用、図書の構成や分量に配慮し、理解しやすい表現に努めました。

表 9-1 (4) 方法書についての山梨県知事意見と都市計画決定権者の見解

環境要素	番号	山梨県知事意見	都市計画決定権者の見解
個別 (大気質)	15	大気拡散予測式（プルーム式及びパフ式）の適用は、道路構造が決定した段階で、周辺の地形や気象などの条件を踏まえ、再度検討すること。 検討は、大気安定度把握のための気温測定や煙流実験を行うなど、当該地域の大気の流れ・拡散の特性を把握した上で行うこと。 検討の結果、プルーム式及びパフ式で適正な予測及び評価が難しい場合は、野外拡散実験や数値解析モデルなどの手法を検討すること。	環境影響評価準備書における自動車の走行に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気拡散予測式について再度検討し、事業特性や周辺の地形、気象などの条件からプルーム式及びパフ式と判断しました。 手法の検討にあたっては、気温や風向風速の測定を行うことで、当該地域の地形や気象の特性を把握しました。 よって、本事業では、プルーム式及びパフ式を適用しました。
	16	盛土構造等による周辺の気流や気温等の変化について、類似事例を参考に影響を検討し、必要に応じて解析のためのシミュレーションを行うこと。	盛土構造等による周辺の気流や気温等の変化については、現時点において周辺環境への影響に関する研究が少ないため、供用時の状況を踏まえ、必要に応じて観測等を行い、類似事例を参考に検討を行います。
	17	近年の異常気象発生状況を踏まえ、予測に必要な気象条件を適切に把握するため、気象観測の通年実施を検討すること。	近年の異常気象発生状況を踏まえ、予測に必要な気象条件を適切に把握するため、地形条件・道路条件・既存観測局の位置等を踏まえ、気象観測を通年実施しました（準備書 p11.1.1. -15 を参照）。
個別 (騒音、振動、低周波音)	18	静穏な住居環境が広く存在している地域であることから、その現況を把握できる調査地点を選定し、自動車騒音等が、現況の騒音レベルを大きく変化させる場合には、環境保全措置を検討すること。	特定の音源の局所的な影響を受けない静穏な地域として、幹線道路、鉄道、民家密集地から離れた場所に調査地点を選定して騒音の現況を把握しました。（準備書 11.2.1. (1)3 調査地域及び調査地点、p. 11.2.1-3 以降を参照） なお、自動車騒音等が、現況の騒音レベルを大きく変化させる場合の環境保全措置を、準備書の「11.2.3. (5) 環境保全措置の検討（p. 11.2.3-52 以降を参照）」に記載しました。

表 9-1 (5) 方法書についての山梨県知事意見と都市計画決定権者の見解

環境要素	番号	山梨県知事意見	都市計画決定権者の見解
個別 (騒音、振動、低周波音)	19	トンネルの発破工事等で生じる騒音、振動、低周波音について、近隣の住居地や猛禽類などへの影響を、調査、予測及び評価すること。	トンネル工事において発破工事を行う場合には、事業実施段階で適切な火薬量による発破工法の採用や、防音扉の設置等により環境保全措置を検討し、影響の低減に努めます。 なお、動物（猛禽類）への影響については「建設機械の稼働に係る動物」について予測及び評価を行いました。 (準備書 11.10.1.(2)6)(B)鳥類、p.11.10.1-174以降を参照)
個別 (水質、水象)	20	水質、水象、地下水の調査地点は、事業実施区域の下流側にも設定すること。また、水源、井戸、農業用ため池や用水路などへの影響を、現地観測データや既存資料を用い、できる限り定量的に予測及び評価を行うこと。	水質、水象、地下水の調査地点は、事業実施区域の下流側への影響も考慮して設定しました。(水質は準備書 11.5.1.(1)3)調査地域及び調査地点、p.11.5.1-2以降を参照。水象(河川)は 11.6.1.(1)3)調査地域及び調査地点、p.11.6.1-2以降を参照。水象(地下水)は 11.6.2.(1)3)調査地域及び調査地点、p.11.6.2-2以降を参照。)また、水源、井戸、農業用ため池や用水路などへの影響について、現地観測データや既存資料を用い、できる限り定量的に予測及び評価を行いました。 (水質は準備書 11.5.1.(2)4)予測結果、p.11.5.1-18以降を参照。水象(河川)は 11.6.1.(2)4)予測結果、p.11.6.1-26以降を参照。水象(地下水)は 11.6.2.(2)4)予測結果、p.11.6.2-27以降を参照。)
	21	河川流量及び地下水位のモニタリングは、工事着手前から実施すること。なお河川流量は、流域の状況が把握できる地点で常時モニタリングすること(既設観測所のデータ活用を含む。)	河川流量及び地下水位のモニタリングを、工事着手前から実施する事後調査の計画を準備書に記載しました。(水象(河川)は準備書 11.6.1.(4)事後調査、p.11.5.1-30以降、水象(地下水)は 11.6.2.(4)事後調査、p.11.6.2-37以降を参照。) なお、年間で調査している管理河川等によるデータの活用を含め、周辺の河川の流域と水文全体が確認できるように努めます。
	22	融雪剤や凍結防止剤の使用が地表水や地下水の水質、動植物に及ぼす影響について、調査、予測及び評価すること。	道路への凍結防止剤の散布については、現時点において周辺環境への影響に関する研究が少なく、現在の知見において影響の予測、評価が困難であるため、事業実施段階において、各種研究機関からの情報を基に、専門家の助言を参考に影響の予測・評価が可能であるか検討を行います。 なお、凍結防止剤の一般的な環境配慮事項として、供用後において「路面排水の処理や放流先、排水路の対策」を適切に行い環境影響の低減に努めることを準備書の「3.3.4.(3)その他の配慮事項、p.3.3-12を参照」に記載しました。

表 9-1 (6) 方法書についての山梨県知事意見と都市計画決定権者の見解

環境要素	番号	山梨県知事意見	都市計画決定権者の見解
個別 (土壌)	23	工事により、自然由来の重金属を含んだ有害な土砂が生じる可能性を、事前に調査するとともに、生じた場合の管理や処分の方法を検討すること。	工事により、自然由来の重金属を含んだ有害な土砂が生じる可能性の事前調査及び生じた場合の管理や処分の方法について、「建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル(2023年版)」(令和5年3月 建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル改訂委員会)などに基づいて行うことを、準備書の「3.3.4.(2)1)工事全般」に記載しました。
個別 (日照障害)	24	盛土構造であっても、日照障害が著しくなる場合は、予測及び評価を行うこと。	盛土構造の代表地点において、日照障害の予測及び評価を行いました。(準備書11.8.1.(2)6)断面予測結果、p.11.8-30以降を参照。)
個別 (動物、植物、生態系)	25	周辺地域には、湧水池や湿地帯、水田などがあり、希少な動植物を含む生態系が形成されている可能性が高いため、動植物調査は、希少な動植物を見落とさないよう、事前に専門家等へのヒアリングや現地踏査により最新の情報を集めた上で調査対象種を設定し、対象種の生態を考慮して、十分なデータが得られるよう調査地点、調査時期や回数を設定すること。	動植物調査にあたっては、希少な動植物を見落とさないよう、事前に専門家等へのヒアリングや現地踏査により最新の情報を集めた上で調査対象種を設定し、対象種の生態を考慮して、十分なデータが得られるよう調査地点、調査時期や回数を設定しました。 (専門家へのヒアリングの結果は、準備書10.1.専門家等による技術的助言、p.10-1を参照。現地踏査の計画は、資料編1.1.1.の現地踏査計画書を参照。調査地点、調査時期や回数は、11.10.動物、p.11.10.1-1以降、11.11.植物、p.11.11.1-1以降、11.12.生態系、p.11.12.1-1以降を参照。)
	26	道路位置や道路の構造は、生息する動物の行動圏を踏まえて検討すること。 また、行動圏が分断されるおそれがある場合は、動物の侵入防止や移動経路の確保などの環境保全措置を検討すること。	道路位置や道路の構造は、生息する動物の繁殖地を踏まえて検討しました。(準備書3.4.3.方法書以降準備書までの経緯、p.3.4-8を参照。) また、移動経路が分断されるおそれがある動物について、移動経路の確保を行う環境保全措置を検討しました。(準備書11.10.1.(3)環境保全措置の検討、p.11.10-375以降を参照。)
	27	生態系の評価は、生態系を代表する複数の種及び群集を、希少性、上位性、典型性、特殊性の視点から選定し、それらの生息地に対する影響及び環境保全措置の効果について、できる限り定量的に評価すること。 また、それらと他の動植物との相互関係も考慮して評価すること。	生態系の評価は、生態系を代表する複数の種及び群集を、希少性、上位性、典型性、特殊性の視点から選定し、それらの生息地に対する影響及び環境保全措置の効果について、できる限り定量的に評価しました。 それらと他の動植物との相互関係(餌資源との関係等)も考慮して評価しました。(準備書11.12.1.(1)5(B)地域を特徴づける生態系の注目種・群集の状況、p.11.12.1-10以降を参照。)

表 9-1 (7) 方法書についての山梨県知事意見と都市計画決定権者の見解

環境要素	番号	山梨県知事意見	都市計画決定権者の見解
個別 (動物、植物、生態系)	28	猛禽類の環境保全措置は、周辺地域に生息する猛禽類の営巣地、行動圏を把握し、行動圏の土地利用の変化、餌の生息環境の変化を踏まえ検討すること。	猛禽類の環境保全措置は、周辺地域に生息する猛禽類の営巣地、行動圏を把握し、行動圏の土地利用の変化、餌の生息環境の変化を踏まえ検討したことを準備書に記載しました。 (準備書 11.10.1(3)環境保全措置の検討、p.11.10.1-375以降を参照。)
個別 (景観、人と自然との触れ合い活動の場)	29	日常景観への影響を把握するため、道路が見える範囲を示した地図を作成するとともに、集落などに視点場を設定すること。	日常景観への影響を把握するため、道路が見える範囲を示した地図を作成し、代表的な集落からの視点場を設定して予測評価を行いました。可視領域図は準備書資料編(資料10.2を参照)に掲載しました。
	30	構造物について、デザインや色彩ごとに複数のフォトモンタージュを作成して比較検討し、周辺景観と調和のとれるものとする。こと。	環境影響評価においては、主要な眺望点からの眺望景観に及ぼす影響について予測します。構造物については、事業実施段階においてデザインや色彩等について比較検討したうえで、周辺景観と調和のとれるものとしします。
	31	一時施設について、景観への影響が1年以上継続する可能性がある場合は、影響を回避又は低減する方法を検討すること。	事業実施段階において、一時施設(工事施工ヤードや工事用道路、発生土仮置き場などの一時的な施設)について、景観への影響が1年以上継続する可能性がある場合は、影響を回避又は低減する方法を検討します。
	32	道路の照明や自動車の前照灯が、周辺地域での星空観察に与える影響を調査、予測及び評価し、環境保全措置を検討すること。	道路(地表式又は掘割式、嵩上式)の存在における人と自然との触れ合いの活動の場の影響評価として、道路の照明や自動車の前照灯が、周辺地域での星空観察に与える影響を予測及び評価し、環境保全措置を検討しました。(準備書11.14.1(2)5予測結果、p.11.14.1-67以降を参照。)
	33	自動車の走行音が、バードウォッチングや森林浴など、静かな環境が求められる活動に与える影響を調査、予測及び評価し、環境保全措置を検討すること。	自動車の走行音が、静かな環境が求められる活動に与える影響について、調査、予測及び評価を行いました。(準備書11.14.1.(2)5予測結果、p.11.14.1-81以降を参照。)

表 9-1 (8) 方法書についての山梨県知事意見と都市計画決定権者の見解

環境要素	番号	山梨県知事意見	都市計画決定権者の見解
個別 (廃棄物等、 温室効果ガス)	34	土砂の発生、処分・再利用の量を予測し、環境保全措置を検討すること。	土砂の発生、処分・再利用の量を予測し、環境保全措置を検討しました。(準備書 11. 16. 1. (1)4) 予測結果、p. 11. 16. 1-2 以降を参照。)
	35	工事中の温室効果ガスの発生量を予測し、環境保全措置を検討すること。また、供用時の温室効果ガスの定量的な把握について検討すること。	工事中の温室効果ガス排出量の低減を図るため、効率的な施工計画の策定に努めること等を準備書の「3. 4. 4. (3) その他の配慮事項、p. 3. 4-12 を参照」に記載しました。 また、供用時の二酸化炭素等の温室効果ガスについては、計画路線だけでなく、周辺地域の発生源も含めて評価すべき物質であるため、予測・評価の対象としておりません。